

【業務継続計画】

部名	子ども未来部	課名	子ども青少年課 少年センター 子ども家庭総合支援センター
S 新たに発生する業務			必要人員
<p>【企画係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管施設における新型インフルエンザ発生状況等の把握 ・所管施設に対する情報等の伝達 			4人
A 継続業務			必要人員
<p>【子ども家庭総合支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等の援護 電話等により情報収集を行い、援護の必要な者について関係機関との連携を図り支援する。 ・要保護児童等の生活相談 電話等により、要保護児童等の生活相談を受け付け、状況に応じ対応を行う。 ・子育て短期支援事業 事業実施施設に対し、要保護児童の受入が可能かどうか確認した上で、可能な場合は、継続して事業を実施する。 			6人 (正職員2人、会計年度任用職員4人)
B 縮小業務			必要人員
<p>【支援係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の申請受理等 ・児童扶養手当の申請受理等 ・母子寡婦福祉資金の申請受理等 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金の申請受理等 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等の申請受理等 電話等で相談を受けるとともに、郵送、ファックス、メールによる申請を認める。 市の窓口が閉鎖され、終息後に申請があった場合は、申請者に不利にならないように、窓口閉鎖日に遡及する取扱とする。 児童手当や児童扶養手当金の給付は平時と同様に実施する。 ・婦人相談・児童家庭相談・青少年相談 原則として、訪問はせず、電話での相談対応を行う。 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業 			10人 (正職員4人、会計年度任用職員6人)

新型インフルエンザが終息するまで、緊急性が高いと認められる世帯を優先して日常生活支援を実施する。

【子ども家庭総合支援センター】

・ 児童養育支援活動

養育支援の必要な児童に対する関係機関との会議形式の情報交換は中止とし、電話等で連携を図り支援を行う。

・ 養育支援訪問（家事援助）事業

新型インフルエンザが終息するまで、緊急性が高いと認められる世帯を優先して家事援助を実施する。

【少年センター】

・ 街頭巡回活動

感染拡大及び関係者への影響により、時間短縮、コース変更及び回数削減。

・ 少年相談

相談方法の限定・再検討（電話・メール限定等）。

C 休止業務

【企画係】

・ 放課後児童クラブ

委託先事業者、保護者会に対し、事業中断の要請を行い、委託先事業者等から、利用者に対して新型インフルエンザが終息するまで、閉鎖する旨の連絡を依頼する。（クラブを設置している小学校区の学校が封じ込めのため学校閉鎖の対策をとった場合、学校の対応に準じる。）

・ 児童館・児童センターで実施する講座、教室等、母親クラブの活動

新型インフルエンザが終息するまで、一部又は全部の児童館・児童センターを閉鎖するよう指定管理者に連絡をする。また、児童センターを拠点として活動している一部又は全部の母親クラブの事務局に対して、事業を中断するよう要請する。

・ 地域子育て支援センター事業

市立保育所内に設置しているセンターについては、感染防止のため事業を中断し、貼紙により利用者に周知する。また、私立保育所内の支援センターについては、事業を中断するよう要請する。

・ ファミリーサポートセンター事業

委託事業者に連絡し、事業の中断を要請する。利用希望者には委託事業者から、電話により連絡する。

・ もりおか子育て応援パスポート事業

郵便やファックス等によるパスポート交付申請は受け付けるが、交付は終息後の平常業務の

開始後とする。

- ・子ども未来基金事業

公開審査会，活動報告会について，延期，中止又は開催方法の見直しを行う。

また，補助対象団体に対して，事業の延期，中止又は開催方法の見直しを要請する。

【少年センター】

- ・啓発活動

少年補導委員及び一般市民対象の啓発活動は，感染拡大状況を考慮し延期又は中止する。

- ・関係機関・団体との連携活動

感染拡大及び関係者への影響により，延期または中止する。

【企画係・子ども家庭総合支援センター】

盛岡市子ども・子育て会議，盛岡市青少年問題協議会，盛岡市要保護児童対策地域協議会について，延期，中止又は開催方法の見直しを行う。

使用中施設

【企画係】

- ・児童館・児童センター

市健康危機対策本部の決定を受け，一部又は全部の児童館・児童センターは，新型インフルエンザが終息するまで閉鎖し，指定管理者にその旨を要請する。

閉鎖について，施設入口に掲示するよう指定管理者に依頼する。

- ・地域子育て支援センター（市立）

閉鎖を施設入口に掲示することにより，利用者に周知する。

- ・つどいの広場・もりおか子育て応援プラザ マ・モール

感染防止のため，委託事業者に施設を閉鎖する旨連絡を行う。また，新型インフルエンザが終息するまでの閉鎖について掲示を依頼し，利用者に周知する。

S～Bの業務を実施するための体制

職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
34人	20人	20人	0人

【職員が不足の場合の対応】

専門的なスキルや資格を必要とする業務

- ・子ども家庭総合支援センターにおける児童虐待対応及び児童家庭相談

今後の課題

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	子ども未来部	課名	子育てあんしん課
S 新たに発生する業務			必要人員
【育成係】 <ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設における新型インフルエンザ発生状況等の把握 ・所管施設に対する情報等の伝達 ・新型インフルエンザ発生に伴い、新たな預け先が必要となった保護者への相談対応を行う。 			4人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
【入園係】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育所への入所申し込み 保育所への入所申込については、郵送による申込書類の提出とし、送付時には電話による面接を随時行い、入所選考に不利にならないよう取り扱う。また、緊急と判断される時は、FAX及び電子メールにて仮受付を行う。 【保育サービス推進室】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等利用給付の認定 認定申請書類は郵送により提出を受けることとし、認定通知も郵送により保護者へ送付する。認定期間において保護者に不利益を生じないように取り扱う。 ・施設等利用費の支払 請求書類は郵送により提出を受けることとし、修正等を要する場合は電話又は郵送により相手方へ説明の上対応を求めることとする。 			9人 (正職員7人、会計年度任用職員2人)
C 休止業務			
【育成係】 <ul style="list-style-type: none"> ・保育事業 市健康危機対策本部の決定を受け、一部又は全部の認可保育所等が行う通常保育や延長保育については、感染防止のため事業中断する。事業中断する認可保育所等には、新型インフルエンザにより閉鎖する旨を利用者に連絡するよう要請する。なお、一部又は全部の認可外保育施設（企業主導型保育事業所を含む。）に対しても、閉鎖するよう要請する。 ・一時預り事業、休日保育事業 市健康危機対策本部の決定を受け、一部又は全部の私立保育所等に事業を中断するよう要請する。なお、各施設で事業を中断する旨、入口等に掲示してもらうとともに、利用希望者に対して各施設から連絡するよう要請する。 			

<p>・病児保育事業</p> <p>事業実施施設に対して、事業を中断し、利用希望者に対して各施設から連絡するように要請する。</p> <p>【保育サービス推進室】</p> <p>・児童福祉施設の設置認可事務</p> <p>事業を中断した旨を法人に連絡する。</p>			
<p>使用中止施設</p>			
<p>【育成係】</p> <p>・市立保育所</p> <p>市健康危機対策本部の決定を受け、一部又は全部の市立保育所は、感染防止のため閉鎖し、入所児童の保護者に対して、各保育所からその旨の連絡をする。</p>			
<p>S～Bの業務を実施するための体制</p>			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
21人	13人	13人	0人
<p>【職員が不足の場合の対応】</p> <p>なし</p>			
<p>専門的なスキルや資格を必要とする業務</p>			
<p>なし</p>			
<p>今後の課題</p>			
<p>なし</p>			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	子ども未来部	課名	母子健康課 子育て世代包括支援センター
S 新たに発生する業務			必要人員
<p>【母子健康担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種保健事業（健診，教室，相談等）の中止に係る周知活動（対象者への通知，HP掲載，会場への貼り紙，マスコミ関係等）と市民からの問い合わせに対する対応。 中止する事業についての調整（関係機関への対応，再開時の調整等） 感染防止対策，周知活動 <p>【子育て世代包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中止する事業についての調整（関係機関への対応，再開時の調整等） 感染防止対策，周知活動 			5人
A 継続業務			必要人員
<p>【母子健康担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談（ママの安心テレホン含む） <p>【子育て世代包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話相談 			5人 (会計年度職員2人含む)
B 縮小業務			必要人員
<p>【母子健康担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届の受理及び母子手帳の交付（郵送対応等に切り替え継続） 各種医療給付・医療助成事業（郵送対応等に切り替え継続） 養育訪問（虐待，生活困窮等，必要な方のみ実施） 支払事務 <p>【子育て世代包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育訪問（虐待，生活困窮等，必要な方のみ実施） 			10人 (会計年度職員2人含む)
C 休止業務			
<p>【母子健康担当】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康診査事業，子育て相談，各種健康教室 産後ケア事業，乳児家庭全戸訪問 歯科衛生士，看護学生等実習指導，ふれあい看護体験 <p>【子育て世代包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母乳相談 			

使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
28人 (会計年度職員 7人含む)	16人 (会計年度職員4人含む)	20人	△4人
【職員が不足の場合の対応】 さらに業務を縮小する			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談 ・養育訪問 ・健康診査事業，子育て相談，各種健康教室 ・産後ケア，乳児家庭全戸訪問 			
今後の課題			
<ul style="list-style-type: none"> ・各事業が流行の終息後に先送りされることにより，事業開始後に事業が集中することが予測されることから，マンパワーの確保や各関係機関との調整が必要。 			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数